

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第71回 「共謀罪」について、呼びかけてみた！

憲法問題対策センター事務局長 西田 美樹 (54期)

6月15日朝7時46分、いわゆる「共謀罪」を内容とする法律が成立した。委員会で採決をせず、中間報告という異例の形を取って参議院本会議で可決されたのである。この法律について、東京弁護士会は、去る6月19日に、「いわゆる『共謀罪』処罰法の成立に抗議し、ただちに廃止することを求める会長声明」*1を出している（当会ウェブサイト→私たちのメッセージ→会長声明）。

東京弁護士会でも複数回にわたり、街頭宣伝で「共謀罪」に反対するメッセージを市民に対して語りかけてきた。街頭宣伝で、「共謀罪」がどんなものかということが市民に対して浸透していないことを痛感した。そこで、私は、5月中旬から6月15日まで公開のSNSで、「共謀罪」を解説してみた。字数の関係で半分だけ紹介する。

① こんなことを考えたら罰せられるかもしれないと思うだけで、私たちは自由にものを考えられなくなる。権力に批判的なことは特に。そして、批判することができなくなる。批判のないところに、健全な民主主義は存在しない。

② 昔々、あるところに、おじいさんとおばあさんがありました。おじいさんは山へ柴刈りに、おばあさんは川へ洗濯に行きました。おばあさんが洗濯をしていると、向こうの方から大きな桃がどんぶらこ、どんぶらこ（中略）ももたらうは鬼が島へ鬼退治に行こうと思ひ、犬と猿とキジにきびだんごをやって、一緒に鬼を退治することにしました。

鬼退治→暴行、傷害、殺人、強盗。そしたら、犬と猿とキジはきびだんごをもらった時点で共謀罪が成立かな。おばあさんがきびだんごの材料を買いに行ったのはどうかな。そもそもおじいさんの柴刈りが偵察行為で共謀罪だったりして。いやいや、お国のためにやるのだから、時の政権ノープロブレムというオチも。

③ 共謀罪版ももたらう。「きびだんごをもらっただけで罪になるなんて書いたらやばいでしょ」と友だちに言われました。「それだけで罪になるわけない」「そんなデタラメを書いたら、それこそ罪になる」と言うのです。共謀罪は行為に出なくても犯罪行為の合意があって準備行為があると見なされれば捕まります。合意があるとわかるということは、その前から捜査の対象になり、監視されているということです。

さらに。この程度のことを一私人がSNSに書いただけで、罪になると感じている今って、どんだけ息苦しいんだと、背筋が凍りました。

④ ～生活はすべて政治活動だ

私たちは、普通に生活をしているだけで政治に関わっています。買い物に行く。消費税を支払っています。消費税を決めるのは政治です。会社で働く。働き方は労働基準法が決めています。これも政治です。

消費税についてもっと考えたいねと呼びかける。ブラック企業だから、対抗手段を相談しよう。すべて政治活動といってもいいのです。

その政治活動が組織犯罪ですと認定されたら、あなたは、「処罰されるおそれのない一般人」ではなくなり、共謀罪の対象になります。

⑤ 一般人は処罰の対象にならないと政府は答弁します。一般人って誰でしょうか。誰が決めるのでしょうか。共謀罪は人ごとではないのです。犯罪者になるのはあなたです。私です。自分のこととして、共謀罪に反対してください。（6月9日池袋街頭宣伝スピーチ抜粋）

共謀罪成立のその後は？

まずは笑おう。自由に話そう。自由にもの申そう。自由に行動しよう。萎縮させようとする権力の思惑には一切のらず、スキップしながら明日を信じよう♪

*1 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-477.html>